

公告

平成9年6月2日付け長野県公告（森林病虫害等防除法に基づく長野県防除実施基準）の一部を次のように改正します。

平成24年4月26日

長野県知事 阿部守一

1中「定める特別防除」の次に「(森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため航空機を利用して行う薬剤による防除をいう。以下同じ。)」を加え、2中「当たっては」を「当たって、実施主体は」に改め、3中「当たっては」を「当たって、実施主体は」に改め、3の(2)中「、転飼等が行われる2カ月前までに長野県養蜂協会長（県外業者については知事）あてに申請」を削り、3の(4)中「、その他農作物」の次に「(山菜等を含む。)」を加え、4を次のように改める。

4 その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項

- (1) 特別防除の計画に当たって、実施主体は、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする連絡協議会及び地区説明会の開催等により地域住民等関係者の意向が反映されるよう努めることとする。
- (2) 特別防除の計画に当たって、実施主体は、次に例示する事項を参考に、より詳しい情報が的確に地域の住民等に伝達され、理解が深まるよう努めることとし、特に、住民等がとるべき安全確保のための措置等については、より詳細かつ丁寧に伝達するように心がけるとともに、これらを着実に住民や関係事業者等に伝達するための方策について、全戸配布など、より確実に伝達できる方策を工夫することとする。

例示

- ア 特別防除実施の必要性及び効果等の説明
- イ これまでの実施状況及び実施結果の概要
- ウ 今回の特別防除実施計画の詳細
- エ 特別防除実施による影響の可能性と周辺住民等がとるべき対応内容
- オ 安全確保対策・安全確認調査の概要
- カ 事前・事後の相談窓口及び万一の場合の連絡先及び対応体制等

- (3) 特別防除の計画に当たっては、実施主体は、次に例示する事項を参考に、必要な情報について、地域住民から情報の提供を依頼するとともに、いつでも質問や相談ができる相談窓口を設置し周知したり、ホームページなどにおいても、簡単に意見や質問ができる環境を作るなど、情報収集をしやすい方策をとり、散布区域周辺において、特別防除により影響を受ける可能性のある化学物質に感受性の高い人や過去の特別防除において健康への影響を自覚した人など（以下「影響を受けうる人」という。）の有無や、これまでの健康への影響の自覚の状況などについて、情報提供を依頼し、できる限り必要な情報を把握するものとする。

なお、これらの情報が提供されたとき、必要と判断する場合には、個別に詳細な状況の確認・調査等を行うこととする。

例示

- ア これまでの特別防除によると思われる健康への影響の自覚の有無
- イ 化学物質に感受性の高い体質の人の有無
- ウ 特別防除実施による影響の可能性に対する認識とこれ

までの対応状況

エ 特別防除に対する疑問・意見

- (4) 特別防除の計画に当たって、実施主体は、地域住民等との情報交換等により得られた情報や意見等を基に、特別防除の実施を計画しようとしている地域について、特別防除による健康への影響の可能性などについての十分な情報を把握し検討を行って、地区防除対策協議会における協議等を経て、特別防除の実施の可否を判断することとする。

特に、これまでに実施した特別防除による周辺の住民の健康への影響の有無、化学物質に感受性の高い体質の住民等の有無、これまでの健康への影響の訴えの状況、また、それらの方と特別防除実施区域との距離関係などについて把握し、特別防除による影響を受けうる人に対して影響を及ぼす可能性等が高いと考えられる曝露（以下「影響しうる曝露」という。）の有無や、その低減・回避の可能性などを評価して、次の考え方を参考に、特別防除の実施の可否について、適切な判断を行うこととする。

参考

ア 周辺住民からの情報収集の結果等により、特別防除実施予定区域の周辺地域において、影響を受けうる人が確認された場合には、これまでの実施状況等を踏まえ、特別防除がそれらの者に対して影響を及ぼす可能性や、影響しうる曝露の低減や回避の対応策などの実施の可能性とその有効性などを総合的に評価する。

イ その結果、影響しうる曝露を低減又は回避する必要があると認められるものの、影響しうる曝露の低減や回避のための対応方策の実施が極めて困難であり、医療機関受診や入院などが必要となるような明確な健康への影響の発生が想定されるなどの場合には、地区防除対策協議会に諮った上で、特別防除を実施しない判断をする。

ウ 一方、重要な松林を守るため、他に代替できる予防方策がなく、必要最小限の空中散布の実施が必要不可欠と判断される場合であって、上記以外で、散布区域周辺に影響を受けうる人がいないとき、影響を受ける人がいるものの、影響しうる曝露がないと認められるとき、あるいは影響しうる曝露の低減又は回避が必要と認められ、それを行うことで影響を受けうる人への影響の発生を予防できると判断されるときは、地区防除対策協議会に諮った上で、できる限り安全性に配慮した方法により、特別防除を実施できるものとする。

- (5) 特別防除の計画に当たって、実施主体は、薬剤による防除のみに頼ることなく、特別防除を地域における総合防除の一手法として位置付けることとし、松くい虫被害に起因する生態系、景観、防災、地域の産業等に対する影響と、薬剤に起因する生態系、人の健康等に対する影響のそれぞれを踏まえた上で、影響軽減対策も含めて計画することとする。

特に、周辺の人の生活圏への農薬の飛散防止に効果があると判断され、かつ、散布区域に必要な機械等を搬入する車両が入ることが可能な道路がある場合など実施が可能なときは、当該道路から20m以内について地上散布や、同150m以内について無人ヘリコプター散布などをできる限り積極的に活用することとする。

- (6) 薬剤の散布に当たって、実施主体は、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和23年

法律第82号)の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めることとともに、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく残留農薬基準等に配慮することとする。

ア 薬剤の散布に当たっては、散布を行う区域の境界及び散布してはいけない区域、散布に注意を要する箇所、航空機の飛行の障害物等の位置を明示した地図を作成することとし、区域及び障害物を示す標識等を設置するとともに、地上及び空中からその位置及び標識の設置状況を十分に確認してから散布すること。

イ 風向、風速等に十分注意し、散布区域外に散布することがないように注意するとともに、強風等の場合は、直ちに散布を中止することとし、特別防除の実施に際しては、風速については、3m/s以下の状況で実施するとともに、風向きについては、集落方向等への風向きが卓越している場合には、特に飛散防止に配慮するとともに、雨等の影響による、特別防除実施の安全性、薬剤の流出による危険性、特別防除の効果などについて、十分な検討を行って、これらの気象条件を踏まえ、必要な場合は、特別防除を実施しないこと。

ウ 降雨及び霧等で標識の確認が困難になるおそれのある場合には散布を行わないこと。

エ 薬剤散布の実施区域から人家などの人の生活圏までの距離については、特別防除においては200m以上、無人ヘリコプターによる散布においては30m以上離すことを基本とし、地域の実情に応じて必要な距離をとること。

オ 特別防除を実施する時間帯については、人の生活圏に近い場合などでは、気温が上昇する前、かつ、人の活動が始まる前の午前5時(又は日の出)から7時までの間に実施できるよう努める。

カ 特別防除に使用する薬剤については、特別防除実施の状況や薬剤ごとの効果等を検討して、地域に適した薬剤の使用を選択することとし、特に、周辺住民等の健康への影響の可能性等を勘案し、より安全性への配慮が必要とされると判断される場合は、一般的に毒性が高いと言われている有機リン系の薬剤以外を選択することを検討する。

キ 特別防除の実施に際しては、散布区域周辺住民に影響を受けようの人が確認できない場合などを除き、必要な場合は、次を標準として、安全確認調査を実施するとともに、調査実施に当たっては、より検出限界の低い測定を行うよう努める。

(7) 気中濃度調査

散布区域から1km以内に集落等がある場合、最寄りの集落等において実施するとともに、散布時に卓越する風向きがあると見込まれる場合であって、散布区域から風下方向1km以内に集落等があると想定される場合は、その集落等においても実施する。

(4) 水質調査

散布区域から1km以内に上水道等の水源となる河川がある場合、散布区域の下流直近の河川での水質調査を実施する。

(7) 特別防除の実施に当たって、実施主体は、人によって薬剤による影響が異なることに配慮して、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一、健康への影響と思われる症状等が起こった場合について、

緊急に対応できる医療機関を明らかにしてあらかじめ住民等に詳しく伝達できるよう、医療機関等との十分な連携による緊急医療体制を構築することとする。

また、実施日時を変更する場合及び特別防除の実施が終了した場合にも関係機関に速やかに連絡し的確に対応することとする。

さらに、関係機関等の連携のもと、事前・事後に保健師等に相談ができ、必要な場合は医師の指導・対応等も受けられる体制を構築し、状況に応じた的確な指導ができるように努めることとし、相談者等の状況に応じて、例えば特に子供たちなどの健康への影響を心配する者等に対しては、健康への影響が予防できうる措置、例えば室内に滞在して外に出ないことや、特に必要な場合には避難等も選択肢の一つとして検討するなど、ケースバイケースの、きめ細やかな相談・アドバイスや対応等が行える体制を構築することとする。

(8) 特別防除の実施後において、実施主体は、周辺住民等への事前の情報提供・意見交換等の実施状況、散布の実施実績状況、安全確認調査の実施状況及び結果、住民等からの問い合わせ等への対応実績などの実施結果について、ホームページ等を活用するなどにより、できる限り情報提供を行うよう努めることとする。

(9) 特別防除の実施に際して、実施主体は、農業、漁業及びその他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに特別防除を中止し、その原因の究明に努めるとともに、地域住民等関係者への原因及び対応策の説明など適切な事後措置を講ずることとする。

(10) 薬剤による防除の実施主体は、特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林以外で、薬剤による防除が必要なものについては、地域の状況等を勘案の上、適切な防除法を選択し、適切に実施することとする。

(11) 薬剤による防除の実施主体は、薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生子察の強化等に努め、特別防除の効果の確保を図ることとする。

別表中

駒ヶ根市		61	31-ち 103-い 104-い 110-い〜は 111-い〜は 112-い〜は 113-い〜は 114-い 119-ろ・は・に 120-い〜ほ 121-い 122-ろ〜に
上伊那郡	飯島町	40	41-ろ 41-は 44-い 45-ろ〜に 46-い〜に

を

駒ヶ根市		61	31-ち 103-い 104-い 110-い〜は 111-い〜は 112-い〜は 113-い〜は 114-い 119-ろ・は・に 120-い〜ほ 121-い 122-ろ〜に
------	--	----	--

に、

7	1049-い・ろ 1053-ほ・へ 1054-い～は 1055-い～は 1056-い～は
---	--

を

に、

16	1048-ろ・は 1049-い・ろ・に 1050-い～に 1053-ろ・は・ほ 1054-い 1055-い・は・に 1056-に
----	--

に、

4	35-へ・ち
---	--------

を

13	35-へ・と・ち
----	----------

に、

「

553

を

531

」に改める。

森林づくり推進課

公告

平成9年6月2日付け長野県公告（森林病虫害等防除法に基づく高度公益機能森林および被害拡大防止森林の区域の指定）の一部を次のように改正します。

平成24年4月26日

長野県知事 阿部守一

1の表の上田市の項を次のように改める。

上田市	9-い～は 10-い～は・に 11-い・に 15-い・ろ 17-い・ろ 18-い～は 19-い～に 37-に 38-い～は 39-い～は 40-い～は 46-い・ろ 47-い～は 48-い～は 49-い～は 50-い～に 51-い～に 52-い～は 53-い～に 54-に・ほ 56-は・に 58-い・ろ・に・ほ 59-い～ほ 60-い～は 61-い～に 97-は・に 115-へち 116-い～に 117-い・ろ・に～へ 120-に・ほ・へ・と・ちり 121-い～は・ほ～と 122-い～と 123-る 124-い～り 126-い・ろ・に 128-に・ほ 140-ほ 141-い 154-ろ 156-い～は・ほ 157-い・ろ 158-い 159-い 160-い・ろ 161-い 162-い 1002-は 1003-い・に 1004-い 1005-い～は 1006-ろ 1007-い～は 1008-い～に 1009-い 1011-は 1012-い 1013-い・に 1014-い・に・ほ 1015-ほ・へ 1016-い～に 1017-は～ほ 1018-に 1019-は～へ 1020-い・ろ・に 1021-い 1029-に・ほ 1030-い 1031-は 1032-に 1040-ほ 1045-い・は～ほ 1045-い・は 1046-い 1047-い・ろ 1051-ち 1053-は 1060-は～ほ・と 1061-ろ 1062-ろ 2007-ろ 2017-ほ 2018-い・ろ 2022-ろ 2026-ろ 2037-い・に 2040-は・に 2041-は 2042-い 2044-は 2046-ろ 2048-ろ 2101-い 2102-い・ろ 2105-い 2114-ろ 2115-い 2116-い 2121-い 2127-い 3001-ろ・は 3002-に 3008-い 3009-ろ・は 3010-に・ほ 3014-ろ 3019-ろ 3020-ろ・は 3028-ろ・は 3033-は 3034-い 3035-は 3037-い・ろ・に 3038-い 3039-は 3045-ろ 3050-い・ろ・に 3051-い～に 3052-い～に 3061-ろ・は 3062-は・に 3063-い・ろ 3064-は～へ 3065-い～に 3066-ほ・へ 3067-に 3070-い～は 3071-い～は 3077-は 3078-い 3080-は 3089-い・ろ 3090-い 3091-い・ろ・ほ 3092-ろ 3093-い 3097-ろ 3099-ろ 3102-い～に 3103-い～は 3104-は・に 3105-い・に・へ 3106-は 3109-に	1,709	①、②、③、④、⑤（特用林産物）
-----	---	-------	------------------

1の表の東御市の項中 「

7

」を

15

」に改め、同表

の長和町の項を次のように改める。

長和町	5-ろ・は 7-い・は 11-は 22-ろ 37-い 41-ろ 42-い・ろ 44-ろ 46-い・ろ 47-い～は 48-い～へ・ちり 49-い・は 50-い～ほ 51-い～は	99	①、②、③
-----	--	----	-------

1の表の青木村の項中 「

17

」を

121

」に改め、同

項の次に次のように加える。

南箕輪村	2-に 5-い~に 6-い・ろ	41	③、④
------	-----------------	----	-----

1の表の飯田市の項を次のように改める。

飯田市	23-い~に 33-い 265-い・ろ 339-い~へ	16	①、②、③、④
-----	-----------------------------	----	---------

1の表の麻績村の項を次のように改める。

麻績村	2-に・へ・と 13-ろ・は・ち・り 15-は・に・ぬ 19-へ 35-へ~ち	53	①、②
-----	---	----	-----

1の表の大町市の項を次のように改める。

大町市	1047-ろ 1048-ろ・は 1049-に 1050-に 1055-に・ほ 1056-に	7	①、②、⑤(地すべり地域)
-----	---	---	---------------

1の表の県計の項中「1,264」を「2,698」に改める。

2の表の御代田町の項を次のように改める。

御代田町	1-い 2-ろ 3-い 4-い・は 5-い・ろ 18-ろ~に 19-い・ろ・に・ほ・と 20-い・に・ほ 21-い~に・と 22-い 23-い~に 27-ろ 33-い 34-い・ろ	31	
------	--	----	--

2の表の立科町の項中「12」を「20」に改め、同表

の上田市の項を次のように改める。

上田市	4-い・ろ 5-い~ほ 35-い 36-い~ち 37-い~は 1046-ろ 1056-ろ~り 1057-い~と 1058-い・ろ 1059-い~に 1061-は~ほ 1062-い・は・に~と 1063-い~ほ 1064-い~は 1065-い~と 1066-い~ほ・ち 1067-い・は	272
-----	--	-----

2の表の青木村の項中「2-り」を「1-い・ろ 2-り」に、

「11」を「21」に改め、同表の坂城町の項中

「15」を「13」に改め、同表の県計の項中

「503」を「623」に改める。

森林づくり推進課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、豊科都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年4月26日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成24年5月20日(日) 午前10時から
- (2) 開催場所 長野県安曇野庁舎4階 講堂(安曇野市豊科4960-1)

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
豊科都市計画区域区分の変更案
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成24年5月18日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」といいます。)を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成24年5月11日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)
- (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市計画課、長野県安曇野建設事務所整備課、安曇野市都市建設部都市計画課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

豊科都市計画区域区分の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、飯山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年4月26日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成24年5月19日(土) 午後2時から
- (2) 開催場所 飯山市役所 4階 第1委員会室(飯山市大字飯山1110-1)

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
飯山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成24年5月18日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」といいます。)を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成24年5月11日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)
- (3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県北信建設事務所整備課、飯山市建設水道部まちづくり課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公 述 申 出 書	(整理番号)
飯山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成 年 月 日	
長野県知事 阿部 守一 様	
公述申出人	
住 所 〒	
ふりがな 氏 名	
(電話)	
意見の要旨	
(備考)	1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、安曇野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年4月26日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成24年5月20日(日) 午前10時から
- (2) 開催場所 長野県安曇野庁舎4階 講堂(安曇野市豊科4960-1)

2 都市計画法の概要

- (1) 都市計画法
安曇野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定案
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成24年5月18日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成24年5月11日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県安曇野建設事務所整備課、安曇野市都市建設部都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公 述 申 出 書	(整理番号)
<p>安曇野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>長野県知事 阿部 守一 様</p> <p>公述申出人</p> <p style="padding-left: 40px;">住 所 〒</p> <p style="padding-left: 40px;">_____</p> <p style="padding-left: 40px;">ふりがな 氏 名</p> <p style="padding-left: 40px;">_____</p> <p style="padding-left: 40px;">(電話 _____)</p> <p><u>意見の要旨</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

高瀬川右岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年4月26日

長野県北安曇地方事務所長 長澤 一 男

理事

新任

氏名	住所
平林吉夫	北安曇郡松川村5728番地37
古畑憲勇	北安曇郡松川村278番地1
高岡博	大町市常盤2194番地1
奥原英行	北安曇郡松川村6195番地

重任

氏名	住所
降旗豊美	大町市常盤5333番地1
伊藤昭	大町市常盤5803番地28
丸山清登	大町市常盤4554番地
西山護	大町市常盤2741番地2
横澤篤志	大町市常盤1926番地
平林昭喜	北安曇郡松川村1010番地
横沢喜造	北安曇郡松川村2733番地
高田一成	北安曇郡松川村5402番地

退任

氏名	住所
太田一光	大町市常盤2311番地
奥原和儀	北安曇郡松川村5781番地の1
尾曾正治	北安曇郡松川村473番地
古畑永典	大町市常盤1328番地
榛葉繁	北安曇郡松川村4030番地
種山喜代文	北安曇郡松川村2051番地28
中村祐介	北安曇郡松川村7065番地1
平林潤郎	北安曇郡松川村7039番地

監事

新任

氏名	住所
古畑永典	大町市常盤1328番地
栗林孝夫	大町市常盤7723番地274
宮澤今朝春	北安曇郡松川村1836番地
伊藤武利	北安曇郡松川村4145番地12

退任

氏名	住所
平林吉夫	北安曇郡松川村5728番地37
丸山友昭	北安曇郡松川村889番地
高岡博	大町市常盤2194番地1
清水彌市	大町市常盤5990番地
平林克一郎	北安曇郡松川村1226番地
奥原満廣	大町市常盤3340番地

農地整備課

公告

長野県白馬村土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年4月26日

長野県北安曇地方事務所長 長澤 一 男

監事

新任

氏名	住所
平林豊	北安曇郡白馬村大字北城2495番地

退任

氏名	住所
横川宗幸	北安曇郡白馬村大字神城22553番地7

農地整備課

公告

豊野町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年4月26日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

理事

新任

氏名	住所
小林正幸	長野市大字稲葉1685番地4

退任

氏名	住所
樋口博	長野市栗田150番地5

監事

新任

氏名	住所
丹後恵二	長野市大字富竹1080番地6

退任

氏名	住所
柳田邦男	長野市大字北堀617番地16

農地整備課

公告

千曲市更級土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年4月26日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

理事

新任

氏名	住所
中村篤	千曲市大字若宮763番地
中村隆行	千曲市大字若宮994番地3

西澤正人 千曲市大字羽尾1509番地5
 塚田貴志男 千曲市大字羽尾1371番地1
 中澤吉勝 千曲市大字羽尾2908番地1
 森一己 千曲市大字羽尾518番地
 南澤喜巳夫 千曲市大字八幡6751番地

重任

氏名 住所
 小松勝 千曲市大字羽尾1954番地1
 高松久男 千曲市大字須坂411番地2
 和田武雄 千曲市大字若宮476番地
 金井志郎 千曲市大字羽尾2437番地1

退任

氏名 住所
 中村保男 千曲市大字若宮752番地1
 近藤延栄 千曲市大字若宮947番地1
 塚田昌平 千曲市大字羽尾1322番地
 北村主計 千曲市大字羽尾1286番地
 海野貞 千曲市大字羽尾661番地
 竹森忠 千曲市大字羽尾3241番地
 市川敏明 千曲市大字八幡6713番地

監事

重任

氏名 住所
 中村善太郎 千曲市大字若宮971番地
 北村満男 千曲市大字羽尾1493番地3

農地整備課

公告

埴科郡坂城町上沖土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年4月26日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

理事

新任

氏名 住所
 富山忠誉樹 埴科郡坂城町大字坂城9486番地2
 柳澤茂隆 埴科郡坂城町大字坂城7037番地1
 中島常夫 埴科郡坂城町大字中之条615番地

重任

氏名 住所
 中沢巳木 埴科郡坂城町大字坂城9266番地1
 塚田和榮 埴科郡坂城町大字坂城9300番地
 前澤賢治 埴科郡坂城町大字坂城9531番地1
 柳沢利喜男 埴科郡坂城町大字坂城7190番地
 滝沢恵一 埴科郡坂城町大字坂城7197番地1
 中嶋博隆 埴科郡坂城町大字中之条848番地1

退任

氏名 住所
 矢嶋菊雄 埴科郡坂城町大字坂城9520番地1
 滝澤英男 埴科郡坂城町大字坂城7177番地1
 中島賢一 埴科郡坂城町大字坂城8946番地

監事

新任

氏名 住所
 滝澤邦男 埴科郡坂城町大字坂城7180番地5

重任

氏名 住所
 中島澄雄 埴科郡坂城町大字中之条623番地
 池田弘 埴科郡坂城町大字坂城9303番地

退任

氏名 住所
 竹内佳男 埴科郡坂城町大字坂城7162番地

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年4月26日

長野県伊那建設事務所長 原明善

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
 県単道路橋梁維持事業に伴う道路清掃業務委託
- (2) 役務の特質
 入札説明書によります。
- (3) 履行期間
 平成24年6月1日から平成24年7月31日まで

- (4) 履行場所
 一般国道153号他7路線

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。